

特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方に関する住民説明会

- 1 日 時 令和4年5月14日（土）13：00～14：10
- 2 場 所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 6階ホール6C（仙台市）
- 3 出席者（町側） 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、舘下教育長、中野住民生活課長、橋本秘書広報課長、高橋健康福祉課長、横山復興推進課長、中里戸籍税務課長、相楽農業振興課長、藤本建設課長、佐藤建設課支援員

出席者（国・県側） 辻本原子力災害現地対策本部副本部長、黒田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、佐藤内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官、原内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐、竹内復興庁原子力災害復興班参事官補佐、須賀福島地方環境事務所環境再生課課長、新妻福島県避難地域復興課課長、鈴木福島県避難地域復興課主事、石川復興庁原子力災害復興班主査、大谷復興庁原子力災害復興班参事官補佐、志鎌福島地方環境事務所産棄物対策課対策官、新村福島地方環境事務所環境再生課専門官、武田福島地方環境事務所県中県南支所富岡分室支所長補佐

- 4 町民出席者 5人

5 町長あいさつ（伊澤町長）

改めまして皆さんこんにちは。午前中に引き続き大変ご苦労様です。本日は特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方に関する住民説明会の案内をいたしましたところ、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。午前の部では特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご説明させていただきました。ご意見等頂いた所ですが、午後の部では特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に関しての取組の進め方についてご説明させていただきます。国では令和3年8月に特定復興再生拠点区域外への帰還居住に向けた、避難指示解除に関する考え方を決定し2020年代をかけて、帰還意向のある町民の皆さんが帰還できるよう、帰還意向を丁寧に把握して特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除の取組を進めていくとしております。本日は国から町民の皆さんへ今後の特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組などについてご説明させていただきます。この住民説明会後に対象となる世帯の皆様には、帰還のご意向をお伺いする意向確認を行わせていただくこととなりますが、今回の説明会ではその前に町民の皆さんからご質問やご意見を伺いたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

6 国からのあいさつ（原子力災害現地対策本部 辻本副本部長）

現地対策本部の辻本でございます。午前中に引き続きましてこのような機会いただきまして誠にありがとうございます。改めて11年間の避難生活をおかけしていること、大変申し訳ございません。改めてお詫び申し上げます。午前中は復興再生拠点、まさに避難指示解除を眼前に控えたところでの説明という形でありました。午後の部では復興再生拠点外に関しての現状、今後の方針について説明をさせていただきたいと思っております。復興再生拠点外につきましては長きにわたりその方針が決まっておりました。大変申し訳ありませんでした。昨年の8月に先ほど町長から言及いただきました通り、復興再生拠点外に対しての帰還に関しての基本的な方針等の政府として決定をさせていただきました。これをこれから動かしていくにあたり、これまでも双葉町に限らず各町村でも説明させていただきましたけれどもいろいろなご指摘をいただきました。本日も貴重なご指摘をいただきながら、双葉町の復興に1歩でも2歩でも具体的に繋がるよう、復興再生拠点外の避難指示解除をどう進めていくかという点について議論をさせていただければ、ご指摘を頂戴できればと思っております。本日はよろしく願いいたします。

7 説明（内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官）

○特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた今後の進め方について

8 質疑応答

■（町民：男性 下条行政区）

今ざっと説明を受けたんですが、正直言ってよくピンと来ないですね。まあなんというか見ただけでもがっかりするようなことばっかなんですよ。私がこれまで認識不足なのかどうか知りませんが、あるいはもう忘れてね、11年経ったからかもしれない。1ページの最初にですね、帰還困難区域ってのは5年は固定する、こんな話あったんですか。最初にこの行を見て、あれこんな話あったかな。平成23年だっけ。それで地震が起きてその年、その年の12月にはもうこういう事決まっていたんですか。まずここらびっくりしました。まず1点。私の認識がどっか行ってるのかもしれないですね。もしそうだったら勘弁してください。次にですね、これから確認？わけわかんないんだな。何を確認するのか知りませんが。そして5ページにですね、議会、区長会、住民説明会、個別行政区長との打ち合わせ等を重ねて参りましたって書いてあるんですね。何回もやってたって事ですよ。それで要望なりなんなり何項目あるんですかこれ、丸。それで今説明聞いたらこの1番、2番、3番とあってですね。今まで相談、あるいは要望として出されたものの、答え1つものってないんですね、これから決めるのに。これにひとつまたびっくりしました。今日まで重ね打ち合わせやってきて、こういう要望が出てます。これに対して、今日説明するのに1つも答え無いんですか。これから考えますみたいな。それでさらになんていうんだらう、確認、それからそうして各個人の何かを確認するんですね。何を確認、確認すると何が起きるんですか

ね。我々の。その辺の意味もよくわからない。帰りたい人、なるべく早く帰りたい。その一報はどこからと読めるんですけど、もし帰らないとその確認したらどうなるんですか。全部ほっとかれるんですか。その辺の説明も何もないんですよ。まあそれを該当者に確認でこれからするだろうけども、ある程度そういうことを見通して説明、答えられないですよ、多分。何が起きたのかわからない。そういうのもまったくどうなってんだろう、がっかりしました。正直。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

ご指摘ありがとうございます。まず、1点目のご指摘でございます。資料でいきますと1ページ目です、1番上にご書かせていただいております、我々のご説明が不足しておった点もあったかもしれず大変申し訳ございません。2011年の12月に政府の方針の考え方といたしまして、帰還困難区域という考え方を設定させていただきました。そちらについては将来にわたって居住を制限し、少なくとも5年間はこの帰還困難区域については固定をする区域という形で、政府といたしましては決定をさせていただいたところでございます。ただ、その説明主旨が不足していた点もあったかもしれず、その点は大変申し訳ございません。また、2点目以降でございます。確認というのは何を確認するのかといったご指摘、また、5ページ目にある様々なご指摘について答えが十分で出ていないではないか。また特に、帰らないといった場合の土地家屋、土地等の取り扱いについてのご指摘を頂戴いたしました。先ほどおっしゃっていただいたように、帰還困難区域の中で、拠点区域の外の一定の区域が残ってしまっている中で、我々はどのように進めていくか考えた中で、やはり、11年以上ご迷惑おかけをしている中で、ご自宅に戻りたいという思いにお答えをしたいというのがまず、一刻も早くそちらを進めたいというのが、今回の方針の考え方でございます。ですので、今回説明会以降、夏頃を目途にですね、帰還のご意向の有無につきまして、確認をさせていただきたいというのが、我々今考えてるところでございます。その上で、じゃあ、意向がない場合はどうするんだ、といったご指摘頂戴いたしました。ご意向がない土地家屋の取り扱いについてですね、大変申し訳ございません。このタイミングで方針をお示しできておりません。その旨はご指摘いただいた議会や行政区長会等のご説明の際にもですね、お詫び申し上げながら、ご説明を申し上げます。ただ一方で、政府といたしましては帰還困難区域の全てについて避難指示解除をしていくと、こういった方針はお示しをしているところでございます。まず、この取組を進めることによりましてですね、早く帰りたいという思いにしっかりお答えをさせていただきながら、一方で残ってしまった区域についてもですね、どのようにしていくかを並行しながらしっかり考えていきたい。というふうに考えているところでございます。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

いかがでしょうか。今、回答をさせていただきましたが、資料の中でもあります、今回は

午前中にお示しを示させていただいた、6月以降にですね、解除を目指しています拠点区域内の解除とは別に、その外の区域外のところについて、解除の方向性をお示しさせていただき、戻りたい、お戻りになりたいという方にですね、生活環境含めてですけども、除染し、避難指示を解除するという話でございます。もう少し補足が欲しいということがございましたらお伺いできればと思います。

(町民：男性 下条行政区)

明解な回答をお持ちでないで、これちょっと質問しても難しいのかなと思いますけど、ちょっと希望的観測って言いますか、私の話として、あの確認云々じゃなくてですね。例えば建物、これは全て解体撤去します、という方針ぐらいいは出せないんですかね？要するに帰らない人の後になると、あるいはそのままなのか分かりませんが、どうなのか。しかし、建物が残るとですね、盗人の住処になるのかね、猪の住処なのか、お猿さんの住処になるのかよく分かりませんが、朽ち果てていくのをそのままにするっていう、それはないでしょうという考えなんですね。だからちょっと強引かもしれませんが、建物については、全て解体撤去します、の方針です。どうしても残してくれという住民があるなら別途考えます。そういう考えでないでないと、なかなかうまくいかないんじゃないですかね。まあ1つ。もう1つちょっと先になるかもしれないけど、国側とかですね、大熊町とか、浪江町もそうですか、除染については国の責任で行いますと。それで指定したんですね。それ以外の自治体は自治体が除染進めたんですけども、国はやるって言うんだから、最初全域やるんだとばかり思ったんですね。そういうふうに理解して。ところが今なんかチラチラしてきたのは、国は全域をやると言ったんだけども、国自体がどうもここはやる。ここはやらない。なんか、そんなふうに聞こえるようになってきたんですけど、国は全域をやるっていう方針には間違いないですかね。違うんですかね。その辺。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

ご指摘ありがとうございます。建物について全てを撤去するという方針が出せないのか、といったご指摘でございます。結論から申し上げますと建物の全てを撤去するという方針がこのタイミングでお示しできているわけではございません。こちらについても、お詫び申し上げたいというふうに思っております。ただ、今回、ご意向をお伺いをさせて頂きながら、除染の範囲については、我々しっかり考えたいというふうに思っております。その際、ご意向があると手を挙げていただいた宅地、ないしはその方が使われる道路が中心になってくると思いますけれども、その宅地であったりですとか、道路の線量を下げするためには、先ほど、生活環境の除染もしっかりやりたいというふうに申し上げましたが、その周囲の一定範囲についても、除染をしっかりやる必要が出てくるだろうというふうに考えてございます。これ、今やらせていただいている除染活動の中でも、除染の対象の線量を下げするためにその周辺についても除染や解体といったようなことを、やらせて

いただいているケースもございます。今回、どのようにやらせていただくか、カチッと決まっているものはございませんが、まさにご意向をお伺いさせていただいて、そのご意向のある、ご自宅がどのような環境にあるかをしっかり見させていただきながら、それを例えばこう地図上などに落とし込んだ、具体的なものをお示ししながら、我々としてはどのような範囲を除染の対象としていくかということを考えていきたいというふうに思っております。また、帰還のご意向のない土地・家屋の取扱いということは、こちらについてはまだ方針がお示しできていないんですけれども、こちらについても引き続きしっかり考えたいとこのように考えてございます。また、全域の除染との御指摘をいただきました。議会や町の皆様からも、そういったご指摘は頂戴をしております。我々は、最終的に帰還困難区域全てを避難指示解除するという方針は、当然まだ変わりはありません。その上でどのように進めていくかと考えたときにですね、まずは早く帰りたいという思いにお答えをしたい、というのが今回の方針でございます。そこでご意向がなくなってしまったところの取り扱いについては、引き続きしっかり考えさせていただきたいと、このように考えてございます。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

よろしいでしょうか。現時点でお示しできることと、またこれから検討を重ねていくというところでございます。こういった取組をですね、丁寧に重ねながら、また、あのご意見を、ご意向を踏まえながら、しっかりと検討できればと思っています。

■ (町民：男性 新山行政区)

あの、国に要望したいのはですね、双葉町は一体、一家だよということを頭に入れててくださいね。部分部分から見ると大体、今、復興再生拠点区域は頭だと思ってくださいよ。手足はどこに行ってるんだってということなんです。全然計画性、目標は分かりますよ。計画性が全然なってないんじゃないですか。何年までにどうするとか、こうするとか、東電でさえ、30年後のうちには、メルトダウンなんかしますと。できるできないはしょうがないんですよ。だけど、計画を作らないで、ただ意見を聞きます。確認してみます。その後、こうします。何年まで先やってんですかって、もう11年経ってんですよって言ってんですよ俺らは。俺らはもう先がないんです、はっきり言って。あるんだったら我慢しますよ。で、もっとそれ以上に今度中間処理の問題も出てくるし、メルトダウンも30年後に全部解消できんのかっていうのも出てくるし、その前に双葉町はどうなんだってことなんですよ。で、ようやく今頭の部分で特定(復興再生拠点)そういうことは分かりますよ、これは。他のことは全然木阿弥、見て確認します、確認しますでは、手足の自由さがなくなって何もできなくなりますよって双葉町は。それで私らの時代でもう何もないのかと。もっとはっきりとした名案を出してやって、その地区にね。それでどうなんですかって言うんだったらわかりますよ。それもないでただ、住民の意見を聞いてみます、聞

いてみます、聞いてみますでは進まないですよ、前に。それ何年経ってんですか、もう。11年以上経ってんですよ、もう。私たちの人生からすればあと30年生きられるかだけど、3分の1来てんですよ。もうあと3分の2、20年、その中でどうできるのか、はっきり計画を作ってほしいですよ。私の願望としてはですね。その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

11年間避難生活が続いているということ、本当に申し訳ございません。1番最初のご質問の中で、帰還困難区域について5年間固定という話もありました。11年前は、私は本件を担当はしてはいませんでしたが、おそらくはしばらくは居住できないということでこの制度が作られたと考へます。事故直後から皆様に避難指示を出させていただき、避難生活を余儀なくされてしまったということが始まったということと考へています。そういった中でそのまま帰還困難区域として残していいのかという声を、まさに町長からも、地元住民の皆様からいただいた中で、今おっしゃられていただいた頭の部分になるかと思ひますけども、特定復興再生拠点、復興等の拠点を作るという制度がやっと2016年にできて、今ここへきてやっとその特定復興再生拠点の避難指示解除のタイミングに来ているという状況です。おっしゃる通り、頭だけで生きていけるのか、特定復興再生拠点だけで終わるわけにはいかないというのが、これは伊澤町長はじめ、ずっと言っておられたことであります。拠点区域外にお戻りになりたいという声がある中で何も示せないまま時は過ぎてしまった、という点は、これは我々にとっても本当に断腸の思ひであります。私も、ある70過ぎのおばあちゃんからお手紙を頂きましたけども、早く帰りたい。何もすることはないけれども、早く自宅に帰りたいというひらがなのお手紙、大熊のおばあちゃんからお手紙をいただきました。それを見た時に何よりも我々がやるべきことは自宅に帰りたいという声に一刻も早く答へること、そういうことをやるべきではないかということで、それに答へるのが今回の仕組みであります。何も決まってない計画もないという御指摘をいただきました。まさにどこが除染されるのか、何も決まってない、その通りであります。それは帰還したい住民の皆様の声にとにかくお答へして、そこをとにかく一刻も早く除染をして帰っていただくような環境を作りたいというのが今の仕組みになっております。お叱りを承知で先にちょっと説明させて頂きます。特定復興再生拠点制度を拡大するという考へ方もございます。特定復興再生拠点制度をは、まさに計画を作りながら、どういうエリアでどうしていくか、双葉では駅西・駅東含めてどういうふうにしていくかとしていくものです。復興再生拠点制度はすごく時間がかかりました。今また特定復興再生拠点の拡大を作り始めるなど、さらにまた時間がかかっていくかもしれない。それをすることがいいのか、もしくはもう本当にご自宅に戻りたいという声にどう答へるべきなのか。特定復興再生拠点制度はまさに復興の拠点として、住む場所としての集合住宅や、買い物環境、病院などを計画しています。復興再生拠点外はおそらくは町の中心からちょっと端の方で生活

を営んでおられた方々の場所が多いのではないかと思います。そういうところにお住まいだった方に、いかに早く帰っていただくかということを考えて、なんとか皆様にお示しをすることができた制度であります。住民の皆さんのお怒りはごもつともだと思います。私も11年間、自分がそういう環境にあったら、全く同じ感情を持つと思います。その上で、このまま何も動かないことは大変申し訳ないと思っております。ご不満、もしくはこれじゃ足りないという声も、もう既に町長からも常に言われております。その上でなお、双葉町の復興のために、住民の方の生活を早く取り戻すために、こういう形で帰還意向を確認させていただくこと自体失礼であるということも皆さまから言われていますが、失礼を承知で帰還していただくような環境を作らせていただけないだろうかというのが、今の我々の思いであります。また、町の復興の計画をどうしていくのかということもございします。これも以前、伊澤町長がおっしゃったことをそのまま、私もそう思ってますけども、まずどのようにお戻りになるか、また、住宅や宅地がどうなっていくかについて、とにかく一人でも多くの帰りたいというお気持ちの方に帰っていただき、その上で、その後、土地をどう活用していくのか双葉町としてどう復興に使っていくのかといったところの議論に入っていければと思います。そこは我々も当然、国も関係省庁一体となってしっかりと対応していく。時間がかかっているところは本当にこれはもうお詫び申し上げるしかないんですけども、双葉町の復興をどう進めていくかという意味での、まずは住民の方々の帰還したいという声にどう答えていくかという形で1歩進めさせていただけないでしょうかという風な、お願いというのも変なんですけれども、そういう思いで今日は説明をさせていただいてるところであります。

(町民：男性 新山行政区)

いろいろな話、町民の人から聞いてます。俺らのお願いとしたら、結局一心同体であるということ、結局外回りにはいる人はこの復興特定のことどういうふうに見てんのかと、いいなど、なんで俺らの家こんななんだべと、言ってる人います。はっきり言って。僻みです。今度は同じ住民の中で。そういうものを作らせるなっていうのが、言いたいのも一つあるんです、私らにも。解体です。そのために俺、解体出てきた時、町は解体できる、俺なんか解体できません、だったら、早めに手を打ってそういうのはどうなのかっていうのを示してやらないと、俺らまで揉めてくるってことなんですよ、本来は。せっかくの仲間が、今日だってその外回りの人来ないですよ。みんななんだか知らないけども、そういう懇談会がやってること、内容は知ってるんですよ。私は全然知らない。うちは中だからね。だから今、さっき言ったように、脳と足とバラバラにさせないでくれというのが希望です。こっちは。よく考えて方針取りながら進んでやっていただきたいな。俺らの同士の中でそういうトラブルが起きないように今後やってください。ほんとにあの外回りの人、俺らの事、羨ましく思ってる人もいますからね、逆に。(拠点区域内での除染・解体を) やってる中で、なんだ双葉町の新山とか長塚いいねと。俺の所はこうだよと。皮肉で

すよ、今度は。同じ仲間でありながら。そういう事をよく、見定めて、説明をよく、今あの●●が言ったように、説明をなるべくしてやってわかりやすいような説明でね、やっていく、いただきたいという風に思います、以上です。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

これまで復興再生拠点外の方針がお示しできていない時でも説明会をさせていただき、首長、議長、議員の方からも大変お叱りをうけました。その時に、私が覚えてますのは、分断を起ささないでくれという声を頂きました。まさにおっしゃる通りで、復興再生拠点内、拠点外、今日の題名もその面では大変失礼な題名だったと今は思いましたが、拠点内外という区別を失っている、分断を生んでいるということに関して、住民の方が自分の思いとは別に分断をさせられているということで、2重の苦しみになっているというもお聞きしました。これもすみません、伝わるかどうか別にして、私の思い申し上げますと、もうこれ以上分断を生んではいけないというふうに私は思いました。今回の制度がご意向次第、ご意向によってとしているのは、エリアをあらかじめ決めてしまうと、またそこでエリアの中と外で分断が生まれてしまう。そうしたことをもう一度起こしてはいけないのではないかという風に強く我々は思っております。今回の方針は、どの地区、どのエリアであっても、高線量であっても、山の中であっても平地であっても、住民の方々の思いがまず第一にあって、除染をするかどうか、避難指示を解除するかが決まってくる制度というように思っています。またここでエリアに入る入らないということ、これは2度としてはいけないのではないかというふうに思った上で制度を作り上げたつもりであります。ただその上で、意向を聞く事自体が失礼であるとの御指摘、復興再生拠点の住民には帰還意向を聞いていないのに、なぜ拠点外の住民には聞かれるのかというお叱りもこれも頂戴をしております。そのお叱りがあることも前提とした上で、分断がないような形でできないだろうかというふうに考えたところであります。それでもまだ足りないというのは十分承知しておりますけれども、最後にご指摘いただいたように、住民の方々の間でこれ以上、変な関係にならないように、どう説明を重ねていくかという点は十分町ともご相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

(原子力災害現地対策本部 黒田総括・広報班長)

これまでもいろいろご意見をいただいております。町、町長はじめ町執行部、役場の方たちともいろいろご相談させていただきますけれども、行政区長、行政区単位でもですね、丁寧でどういった進め方、進めてやっていくのかということもさせていただいております。今後ともより一層緊密に、ご意向も伺いながら、しっかりと双葉町一体の復興に向けた取組を、政府として責任もって進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

■（町民：男性 下条行政区）

すみません何度も。あの今分断の話あったんで、ちょっと思いついたんでお尋ねしようかな。ざっくばらんに言います。お金の話ですね。賠償の話。帰還困難区域を解除すると前例と言いますか、先の町村（先に避難指示解除された町村）ですね。先の町村では、解除後1年までの慰謝料支払い、ですから帰還困難区域を解除して、例えば5月に解除したとすると、来年の5月までですか。これを賠償の期間として、というのがこれまでの自治体の考えですよ。と、その原陪審の指針の通りに動く賠償になると、今の指定区域は、特定区域（特定復興再生拠点区域）は例えば今年の何月かで解除しましたと、それを受けて賠償が解除後1年までです。ところがそれ以外の区域、解除がいつになるのかわからない、延び延びになると解除後1年までという原陪審の指針がどう考えるのかな。これが5年ぐらいもしずれ込むと、はっきり言いますが、10万円の慰謝料、月額10万だけ。その慰謝料は年額120万でしょ。5年経つといくらになるの、これ600万。これで家族4人とか何とか、とんでもない金になりますよね。国はそこまで考えてますかね。分断というのはそこまでなるんですけど、国はどんなお考えでしょうか。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官）

ご指摘ありがとうございます。今、帰還困難区域の賠償についてご指摘いただきました。月10万とおっしゃっていただいていたので、おそらく精神的損害賠償の件だと思えます。帰還困難区域にお住まいにだった皆様方の、精神的損害賠償につきましては、どこにお住まいであった方であったとしても、東京電力からお支払い済みだというふうに我々としては承知をしております。ですので、この後また避難指示が継続されるか、また拠点区域の中でこの6月を目指して避難指示解除されるか、この区域によって金額が変わってくるといったものではないというふうに我々としては承知しています。

（町民：男性 下条行政区）

賠償の終わってない人の考えはどうなるんですか。

（原子力災害現地対策本部 辻本副本部長）

賠償に関して、避難指示の継続云々は、今佐藤が申し上げた通り、それによって金額が増えたり減ったりすることはございません。1点申し上げますと現在の最高裁の方で判決が出ました。これは原陪審の中間指針に基づいて東電が賠償した金額は少ないのではないかと裁判があり、足りない分について支払うべきという判決が確定判決として出ております。これにつきましては最高裁決定が出ていますので、おそらく今後確実に東京電力において追加賠償がなされるはずであります。ただ一点改めて申し上げます。避難指示がここで止まる、または、これ以上長く続く事によって、賠償の額が避難指示を継続するからこれ以上増える、増えない、という状況にはなっておりませんので、その点に関しては改

めて申し上げておきます。

(町民：男性 下条行政区)

ちょっと理解に苦しみます。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

要すれば、ここで避難指示を終わらせる、もしくは避難指示が続くことによって、賠償という観点で、月 10 万円がずっと続く、または、続かないってということではない。こういうことになっているとご理解ください。

(町民：男性 下条行政区)

いや、あの私の言いたかったのはね、これまでの原陪審の指針が、解除後 1 年までの慰謝料の支払い単位と期間としてるわけです。それは要するに、当てはまらなくなるという意味ですかね。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長)

月 10 万円という、精神損害がありましたけども、その上で改めてご説明いたしますか。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 佐藤企画官)

今ご指摘の避難指示解除の期間からプラス 1 年とおっしゃっていただいたのは、これは帰還困難区域にお住まいだった皆様方ではなくてですね。避難指示解除準備区域ですとか居住制限区域とかといった区域でお住まいだった皆様方については、避難指示期間プラス 1 年間の相当期間ということで、賠償に換算される期間がございました。ただ、帰還困難区域にお住まいだった皆様につきましては、今解除されるか、続いてしまうか、といったことで、先ほど辻本からも私からも申し上げましたように、金額が変わるといったことはない、という状況でございます。

(町民：男性 下条行政区)

え、え、そうなんですか。

帰還困難区域は解除後一年という原陪審の指針は適用にならないだろうという意味？
最高裁は私知らないんですけど期間の話は出てるんですか？

(伊澤町長)

誤解してます。まず帰還困難区域に対する賠償のスキームと居住制限区域と避難指示解除準備区域っていうのは、違う対応してるんです、帰還困難区域は一律一括の賠償のスキ

ームで、国の考え方としてはもう払いましたよってということなんです。帰還困難区域の居住制限と避難指示解除に関しては我々が先ほどこの説明書にありました5年間はこれ動かないですよ。固定しますよってというのがありますよね。文言に。

(町民：男性 下条行政区)

初めて聞いた話なんだけど。

(伊澤町長)

そこは問題面倒くさくなるんであれですけど、その部分での以前にいわゆる居住制限区域と避難指示解除準備区域ってというのは、(避難指示が)解除されてるんです。だからプラス1年っていう考え方でやってるってということなんです。なので、帰還困難区域と居住制限区域と避難指示解除準備区域ってのは別なんです。賠償の出し方が。そこははっきりしています。

(町民：男性 下条行政区)

町長さんに聞いていいかな。要するにいつまで町は考えてるわけ。期間。

(伊澤町長)

ただ、国で示したその方針に町が従ってるってということじゃなくて、双葉町に関しては帰還困難区域でずっと、いわゆる全町避難が継続してるわけですよ。避難指示解除したとして。これ全町避難が今現在も続いているわけです。ですから、その帰還困難区域の一括支給の賠償の仕方はそれは国の判断ですけども、おかしいでしょと我々は避難が継続してんだから、これは別枠で出すべきじゃないかっていうのが、町の考えなんです。ただそれは言い続けてますが、はいよっていうわけには国にはいかないわけです。で、一方、今年の3月5日と7日の最高裁の第2小法廷、第3小法廷で、不受理、原子力被災者のいわゆる賠償の訴訟がありましたよね。あれで東京電力の最高裁への上告を不受理ということで確定をしました。で、この件に関しては、いわゆる被災をした人たちの原告なんですから、本来、その裁判の考え方としては、原告の人に決定したら、その賠償額を払うってということなんですけども、我々が言ってるのは、同じ被災者で原告だけじゃなくて、同じ地域に住んでいるのですから、その裁判を行っていない原告以外の人たちにも、水平展開して出してくれっていうことを訴えてるわけです。これはまた1つ違うことです。で、先ほど言いました帰還困難区域の解除の進め方。これは我々はずっと言い続けてるのは、全域の避難指示解除。これはもうやってもらわなくちゃなんない。ただし、一括でこの帰還困難区域を抱える自治体、確か飯館、浪江、双葉、大熊、葛尾、富岡、あります。これ全部一気にやれるかっていうと、なかなか今の制度上できないと。だからこそ戻りたいっていうふうに手を挙げた人をまず最優先で戻れるような環境を整備しましょうと。そうすると

じゃあ戻らない、戻ることができない、なかなか今の現状では厳しいっていう方たちが残されてしまうと。最近、我々国の方に要望しているのは、先日、自由民主党の東日本大震災復興加速化本部の額賀本部長、谷事務局長、橋事務局長代理のお三方が、町内の帰還困難区域を視察していただきました。で、こういう状況ですよと。町民の方の協力をいただいて、荒廃した家の中に入れてもらいました。もう、屋根は穴空いて、水が入ってきて、床は緩んでもう抜けそうな家になってます。イノシシは入って非常に厳しい状況だと、ここでこの人たちが戻る、戻らないに関わらず、戻るっていう人たちの除染解体ももちろんやらなくちゃならない。だけど、そこに該当しない人たちの家屋、荒廃して傷んでるものをその家の持ち主の人たちが見たら気持ちどう思いますかと。これはその除染解体とは別枠でそういうふうな希望があったら、この解体もセットでやってくれないかって話を、実は額賀本部長にお願いしたんですよ。更には原陪審のいわゆる中間指針を改定しなければ、この賠償のスキームというのは変わりませんから、ぜひ、あの原陪審の方にも中間指針の見直しをお願いしたいと重ねて申し上げました。そういったことからまだはっきり明確な回答は来ておりませんが、そういう風な動きに国の中でもなっていくんじゃないかというふうに期待しています。そういった部分で少しずつ国の方もこの状況に関しては考えてきているなっていう風を感じてます。そういったことで先ほどね、質問を（ただしつつ）ただして、お答えにはなっていないかもしれませんが、ちょっと今、状況は変わってきたかと、私の方は、感じからすれば少し状況は好転してきてんじゃないかっていうふうに感じています。

（町民：男性 下条行政区）

なんだかよくわかんないけど、とりあえずやめときましょう。

9 閉会